

所定の研修単位について

令和5年7月1日現在

第1 名簿新規登載

1. 名簿新規登載に必要な単位（以下「新規単位」という。）は、当法人本部または支部が主催・共催（関連団体との共催を含む）により実施する名簿新規登載研修（以下「新規研修」という。）を受講した場合にのみ付与されます。
なお、認定研修では（司法書士会支部主催セミナー等）、「新規単位」は付与されません。
2. 名簿新規登載を申請するには、「新規研修」において、下記「新規研修必修科目表」の(1)基礎研修①から③及び(2)実務研修①から⑫までの15科目、新規単位25単位以上（【基礎研修】の①及び②の単位を各1.5単位以上③の単位を4単位以上、並びに【実務研修】①～⑫の単位を各1.5単位以上）を取得していることが要件となります。

新規研修必修科目表
(1) 基礎研修（7単位以上）
① 成年後見制度の理念とリーガルサポートの成立過程と役割（1.5単位以上）
② 後見業務への心構え、後見人等の倫理（1.5単位以上）
③ 意思決定支援研修（4単位以上）
(2) 実務研修（18単位以上）
① 法定後見等の相談・申立（1.5単位以上）
② 成年後見の基礎実務①（1.5単位以上）
③ 成年後見の基礎実務②（1.5単位以上）
④ リーガルサポートの報告制度（1.5単位以上）
⑤ 保佐、補助の基礎実務（1.5単位以上）
⑥ 後見等監督の基礎実務（1.5単位以上）
⑦ 成年後見等の事件終了の基礎実務（1.5単位以上）
⑧ 任意後見の基礎実務（相談・契約含む）（1.5単位以上）
⑨ 認知症の理解（1.5単位以上）
⑩ 知的障害者の理解（1.5単位以上）
⑪ 精神障害者の理解（1.5単位以上）
⑫ 虐待等、人権に関する内容（1.5単位以上）

3. 可能な限り、(1)基礎研修を受講したあとに(2)実務研修をご受講ください。
4. 「新規単位」は、登載申請日前2年内に取得したものが有効となります。
5. 名簿登載期間は、名簿登載された日から2年内の最終の3月31日までです。
6. 生講義とそれを収録したDVDによる研修は同一内容ですので、LSシステムに表示される研修コードが同一の研修単位は重ねて使用することはできません。

注) 過去に名簿登載をしていたことがあり、改めて名簿に再登載される場合

次のイ及びロの単位を含む上記「新規単位」又は「更新単位」2.5単位以上を取得していなければならない。かつ、そのうち2単位以上は『ディスカッション形式による研修』によって取得したものであることが要件となります。(後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程3条4項)

- イ「新規研修」(1)【基礎研修】②「後見業務への心構え、後見人等の倫理」の単位又は、更新研修における倫理研修の単位を1.5単位以上
- ロ「新規研修」(1)【基礎研修】③「意思決定支援研修」の単位を4単位以上

第2 名簿登載更新

1. 各名簿の登載更新を受けるためには、次のイ及びロの単位を含む更新単位1.5単位以上の取得が必要です。かつ、そのうち2単位以上は「ディスカッション形式による研修」によって取得したものでなければなりません。(後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程9条3項)
 - イ「新規研修」(1)【基礎研修】②「後見業務への心構え、後見人等の倫理」の単位又は、更新研修における倫理研修の単位を1.5単位以上
 - ロ 更新研修における指定研修の単位を1単位以上
2. 上記1.の「更新単位」は、前回名簿登載申請日または更新申請日の翌日以降に取得したものでなければなりません。(同規程9条5項)
3. 「更新単位」は、登載申請日前2年内に取得したものが有効となります。
4. 名簿登載期間は、名簿登載された日から2年内の最終の3月31日までです。
5. LSシステムに表示される研修コードが同一の研修単位は重ねて使用することはできません。
6. 登載更新を希望する場合は、登載期間満了前年の9月1日から満了年の2月末日までの間に登載更新申請が必要です。(同規程8条2項)